

桑名市消防庁舎等再編整備事業プロポーザル募集要項等の修正箇所

【令和4年1月18日修正分】

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	令和3年12月17日修正版	修正版
1	募集要項	3	5	(1)			事業方式	本体施設（仕様書のP8「用語集」参照）及び外構等（立体駐車場を除く部分）の整備は、設計施工一括方式（Design-Build、DB方式）で整備する。	本体施設（仕様書のP8「用語集」参照）及び外構等（立体駐車場を除く部分）の整備は、設計施工一括方式（Design-Build、DB方式）で整備する。ただし、立体駐車場の運営業務の事業方式が、「市から事業者への業務委託に基づく事業方式の場合」又は「市から事業者への建物の貸付に基づく事業方式の場合」には、立体駐車場の整備も、設計施工一括方式の対象とする。	
2	募集要項	3	5	(1)			本業務の対象範囲（対象業務）	本事業において事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。	本事業において事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。なお、立体駐車場の整備を設計施工一括方式に含む場合には、①～③は、本施設全体を対象とする。	
3	募集要項	6	5	(5)	②		施設構成（計画概要） 施設：新消防本部 区分：生活スペース	食堂、更衣室	食堂、更衣室、職員用トイレ	
4	募集要項	10	8	(2)			構成員共通の参加資格要件	サ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社百五総合研究所（三重県津市岩田21番27号）またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。	サ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社百五総合研究所（三重県津市岩田21番27号）及び同社が当該業務において提携している株式会社総企画設計名古屋支店またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。	
5	募集要項	10	8	(2)			構成員共通の参加資格要件	※追加	ス 令和3年度桑名市入札参加資格審査により指名業者に登録されているとともに、提案書類の受付期間の最終日時点で、令和4年度桑名市入札参加資格審査による指名業者に登録されていること。なお、登録の区分は、「（3）応募者の参加資格要件」に記載されている区分と同じものとする。	
6	様式集	21	様式4-8	(2/2)			【添付資料 ^{※5} 】	【業務実績①】の確認書類 【業務実績②】の確認書類	【業務実績】の確認書類 ※「【業務実績②】の確認書類」は削除	

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	令和3年11月30日公表版	修正版
7	仕様書	5	4	(2)			事業方式	本体施設（P8「用語集」参照）及び外構等（立体駐車場を除く部分）の整備は、設計施工一括方式（Design-Build、DB方式）で整備する。	本体施設（P8「用語集」参照）及び外構等（立体駐車場を除く部分）の整備は、設計施工一括方式（Design-Build、DB方式）で整備する。ただし、立体駐車場の運営業務の事業方式が、「市から事業者への業務委託に基づく事業方式の場合」又は「市から事業者への建物の貸付に基づく事業方式の場合」には、立体駐車場の整備も、設計施工一括方式の対象とする。	
8	仕様書	5	4	(3)			本業務の対象範囲（対象業務）	本事業において事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。	本事業において事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。なお、立体駐車場の整備を設計施工一括方式に含む場合には、①～③は、本施設全体を対象とする。	
9	仕様書	8	5				用語の定義 本施設	本事業で整備エリア内に整備される施設、設備等全体をいう。新消防本部、新大山田分署、新消防団詰所、新地域コミュニティ施設、新郵便局、立体駐車場、外構（平面駐車場を含む）で構成される。（民間収益施設を含む場合あり）	本事業で整備エリア内に整備される施設、設備等全体をいう。新消防本部、新大山田分署、新消防団詰所、新地域コミュニティ施設、新郵便局、立体駐車場、外構（平面駐車場を含む）、 <u>大山田第三広場</u> で構成される。（民間収益施設を含む場合あり）	

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	令和3年11月30日公表版	修正版
10	仕様書	13	7	(3)			施設構成 施設：新消防本部 区分：生活スペース	食堂、更衣室	食堂、更衣室、職員用トイレ	
11	仕様書	30	9	(9)			業務の報告及び設計図書等の提出	提出する設計図書等の提出書類は次の①及び②とし、その他必要に応じて事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属するものとする。	提出する設計図書等の提出書類は次のア及びイとし、その他必要に応じて事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属するものとする。	
12	仕様書	30	9	(9)	ア		基本設計に係る主な提出書類等	※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。 ※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）	※立体駐車場の整備を設計施工一括方式に含む場合には、立体駐車場に係る書類を含む。 ※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。 ※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）	
13	仕様書	31	9	(9)	イ		実施設計に係る主な提出書類等	※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。 ※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）	※立体駐車場の整備を設計施工一括方式に含む場合には、立体駐車場に係る書類を含む。 ※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。 ※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）	
14	仕様書	33	10	(3)			本事業特有の配慮事項	・整備エリア内にある既存構築物（現地域コミュニティ施設、現消防団詰所）の解体撤去工事を事業スケジュールにあわせて実施すること。アスベスト含有物については、あらかじめ、市等において実施している。必要に応じて、追加での調査等を実施すること。	・整備エリア内にある既存構築物（現地域コミュニティ施設、現消防団詰所）の解体撤去工事を事業スケジュールにあわせて実施すること。アスベスト含有物については、市において調査を実施する予定である。	
15	仕様書	35	10	(6)	ア		工事開始前の提出書類等	※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。 ※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）	※立体駐車場の整備を設計施工一括方式に含む場合には、立体駐車場に係る書類を含む。 ※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。 ※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）	
16	仕様書	35	10	(6)	イ		工事完成時の主な提出書類（工事完成図書）	※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。 ※工事開始前の提出書類及び工事期間中の提出書類は、市と事業者が協議して決定する。 ※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）	※立体駐車場の整備を設計施工一括方式に含む場合には、立体駐車場に係る書類を含む。 ※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。 ※工事開始前の提出書類及び工事期間中の提出書類は、市と事業者が協議して決定する。 ※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）	
17	仕様書	37	11	(5)			書類の整理	※追加	※立体駐車場の整備を設計施工一括方式に含む場合には、立体駐車場に係る書類を含む。	

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	令和3年11月30日公表版	修正版
18	仕様書	38	11	(6)			工事監理業務完了時の提出資料	※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。 ※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）	※立体駐車場の整備を設計施工一括方式に含む場合には、立体駐車場に係る書類を含む。 ※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。 ※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）	
19	資料5						施設：新消防本部 区分：生活スペース	※追加	No. : 78 部屋・機能名：職員用トイレ 面積（目安）：提案による 来庁者の利用：×	
20	資料6-a	1					生活スペース	※追加	室名：78 職員用トイレ 面積（㎡）：提案による 用途：— 要求水準： ・男性用トイレに35人分・女性用トイレに5人分の収納ボックス（縦28cm×横28cm×奥行32cm）を設置する。 ・トイレ内に洗面スペースを配置する。	
21	資料6-a	2					その他のスペース ⑫トイレ	・40人分の収納ボックス（縦28cm×横28cm×奥行32cm）を設置する。	・提案による。	